（３）養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営の推進について

養護老人ホーム及び軽費老人ホームがその役割を十分に果たしていくためには、地方財政による支援が不可欠であることから、継続的かつ適時適切な財政支援の実施をお願いする。

加えて、養護老人ホームの措置状況を見ると、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあると承知している。各自治体においては、①入所措置すべき者の適切な把握、②管外に所在する養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用、③柔軟な入所判定委員会の開催など、必要な者に対する措置制度の適切な活用をされたい。

また、居住に課題を抱える者を対象として、空床を活用し収容の余力がある場合に限り、定員の 20 パーセントの範囲内で契約による入所が可能であることから、管内の施設に対して、改めて周知いただきたい。（令和元年７月２日老高発 0702 第１号「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」参照）

なお、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営や、処遇改善等の改定に伴う所要の経費については、地方交付税措置されている。更に、養護老人ホームに係る経費の地方交付税の算定に際しては、養護老人ホームの当該年度の４月１日時点の被措置者数に応じた補正を講じており、このような措置の状況については、福祉部（局）のみならず、財政部（局）にも共有をお願いする。

これに加え、障害者等加算の取扱いについては、加算対象施設及び加算対象者の認定の時期を毎年４月１日現在において行うことを技術的助言として示しているが、認定時期も含め、地域の実情等を勘案して市町村において定めることが可能である旨についても、周知いただきたい。

（４）養護老人ホームにおける契約入所及び公益的な取組について

社会福祉法では、社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」の実施が明確化されており、主な設置主体が社会福祉法人である養護老人ホームにおいても、高齢者の住まい探しの支援、障害者の就労の場の創出や配食サービス等の「地域における公益的な取組」の促進をお願いしたところである。

加えて、養護老人ホームや軽費老人ホームについては、地域において低所得高齢者の住まいの確保、生活支援という重要な役割を担っている一方、過去の調査研究事業等では認知度について一定の課題があることから、多様化する地域課題への積極的な取組、地域共生社会の実現に向けた取組などを通じ、社会的認知の向上も必要とされている。

令和５年度老人保健健康増進等事業において「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームの取組のあり方について」（事業実施主体：株式会社 NTT データ経営研究所）を実施しているところであり、施設へのヒアリングやモデル的な伴走支援を通じて、取組を開始するためのプロセス、取組の効果等を整理し、地域における公益的な取組の普及を図ることとしている。

（３）社会経済情勢や地域の実情等を勘案した地方自治体独自の改定について

養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額については、厚生労働省より示された指針（技術的助言）を踏まえながら、社会経済情勢や地域の実情等を勘案した地方自治体独自の改定を行っていただいているところである。

しかし、実態把握調査において、厚生労働省より個別に通知等を発出し依頼した内容に基づく改定ではない、このような地方自治体独自の改定の実施について、実施しているのは１割程度であった。そのため、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和６年 11 月 22 日老高発 1122 第１号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）（以下、「令和６年 11 月通知」とする。）によって、経営状況を確認した上で、所在施設における収支の改善や職員の更なる処遇改善がなされるような水準まで、老人保護措置費に係る支弁額等の改定を依頼したところである。

地方自治体におかれては、他の自治体における取組や、普通交付税の算定における養護老人ホーム被措置者１人当たり算入単価、消費者物価指数の増加率、過去の介護報酬改定（平成 21 年～令和３年度）の改定率等を参照しながら、取組の実施・検討をお願いする。

（４）都道府県による管内市町村の改定等に関する支援について

上記のような改定の推進、措置費の水準について市町村間で大きな差を生じさせないようにするため、令和６年 11 月通知では、各都道府県に対して、管内市町村に対する説明会の開催や、必要な調整・助言を依頼し、特に、担当者の体制が限られている小規模な市町村等に対しては、より丁寧な対応をお願いしたところである。

厚生労働省としても、老人福祉法に基づく措置入所の適切な実施の促進の観点も含めて、定期的な会議等を通じ、都道府県から管内市町村の取組状況や疑義等を聴取することを予定しているので、予め承知いただくとともに、会議等への出席及び事前の調査等の実施に際に際しては、御協力をお願いする。

なお、指定都市・中核市については、都道府県より権限等が移譲されているところではあるが、措置費の水準の差という観点からは、一般的な市町村と同一であることから、指定都市・中核市も含めて調整等をお願いする。

（５）養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営の推進について

養護老人ホーム及び軽費老人ホームがその役割を十分に果たしていくためには、地方財政による支援が不可欠であることから、継続的かつ適時適切な財政支援の実施をお願いする。

加えて、養護老人ホームの措置状況を見ると、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあると承知している。各自治体においては、

①関係機関へ措置制度の周知や連携も行った上で、入所措置すべき者の適切な把握、②管外に所在する養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用、③柔軟な入所判定委員会の開催など、必要な者に対する措置制度の適切な活用をされたい。

また、居住に課題を抱える者を対象として、空床を活用し収容の余力がある場合に限り、定員の 20 パーセントの範囲内で契約による入所が可能であることから、管内の施設に対して、改めて周知いただきたい。（令和元年７月２日老高発 0702 第１号「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」参照）

なお、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営や、処遇改善等の改定に伴う所要の経費については、地方交付税措置されている。更に、養護老人ホームに係る経費の地方交付税の算定に際しては、養護老人ホームの当該年度の４月１日時点の被措置者数に応じた補正を講じており、このような措置の状況については、福祉部（局）のみならず、財政部（局）にも共有をお願いする。

これに加え、各種加算等の取扱い（対象施設、対象者、認定時期等）については、地域の実情等を勘案して自治体において定めることが可能である旨についても、周知いただきたい。

（６）養護老人ホーム等における公益的な取組について

社会福祉法では、社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」の実施が明確化されており、主な設置主体が社会福祉法人である養護老人ホーム等においても、高齢者の住まい探しの支援、障害者の就労の場の創出や配食サービス等の「地域における公益的な取組」の促進をお願いしたところである。

加えて、養護老人ホームや軽費老人ホームについては、地域において低所得高齢者の住まいの確保、生活支援という重要な役割を担っている一方、過去の調査研究事業等では認知度について一定の課題があることから、多様化する地域課題への積極的な取組、地域共生社会の実現に向けた取組などを通じ、社会的認知の向上も必要とされている。

令和５・６年度の調査研究事業では、施設へのヒアリングやモデル的な伴走支援を通じて、取組を開始するためのプロセス、取組の効果等を整理し、地域における公益的な取組の普及を図ることとしている。

各地方自治体におかれても、養護老人ホームや軽費老人ホームの地域における公益的な取組について、調査研究事業における事例に加え、効果的かつ円滑に実施可能となるよう、管内の施設等が取り組んでいる事例等を周知するなど、御配慮いただきたい。

（参考）令和５年度老人保健健康増進等事業「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームの取組のあり方について」（事業実施主体：株式会社 NTT データ経営研究所）事業実績報告書　掲載 URL
https://www.nttdata-strategy.com/roken/index.html

る施設の収支差等の経営状況の分析を通じて、経営状況を踏まえた基準引上げの助言を行うなど、必要な広域的支援を行う等の対応を実施することについて御検討いただきたい。

※　この旨について、総務省において開催された「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」の報告書においても同様の提言がなされている。

（２）養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営の推進について

養護老人ホームの措置状況を見ると、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあると承知している。各自治体においては、①生活保護担当部署・ケースワーカーや、地域包括支援センター・介護支援専門員等、関係機関へ措置制度の必要性・重要性の周知や、関係機関との具体的な連携体制の構築し、入所措置が必要な高齢者を適切に把握すること、②管外に所在する養護老人ホームも含め、広域的な視点での施設の活用を検討すること、③養護老人ホーム・軽費老人ホーム関係者による地域ケア会議や入所判定委員会への参画、及びそれらの会議体の柔軟な開催を検討すること等、支援が必要な高齢者に対する措置制度が適切に運用されるような具体的な取組をお願いする。

また、居住に課題を抱える者を対象として、空床を活用し収容の余力がある場合に限り、定員の 20 パーセントの範囲内で契約による入所が可能であることから、管内の施設に対して、改めて周知いただきたい。（令和元年７月２日老高発 0702 第１号「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」参照）

なお、養護老人ホームに係る経費の地方交付税の算定に際しては、これまでも当該年度の４月１日時点の実際の被措置者数に応じた補正を講じており、この点について、福祉部（局）のみならず、財政部（局）にも共有をお願いする。加えて、各種加算等の取扱い（対象施設、対象者、認定時期等）については、地域の実情等を勘案して自治体において定めることが可能であるため、適切にご対応いただくことをお願いする。

（３）養護老人ホーム等における公益的な取組について

社会福祉法では、社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」の実施が明確化されており、主な設置主体が社会福祉法人である養護老人ホーム等においても、高齢者の住まい探しの支援、障害者の就労の場の創出や配食サービス等の「地域における公益的な取組」の促進をお願いしたところである。

加えて、養護老人ホームや軽費老人ホームについては、地域において低所得高齢者の住まいの確保、生活支援という重要な役割を担っている一方、過去の調査研究事業等では認知度について一定の課題があることから、多様化する地域課題への積極的な取組、地域共生社会の実現に向けた取組などを通じ、社会的認知の向上も必要とされている。

令和５・６年度の調査研究事業では、施設へのヒアリングやモデル的な伴走支